

盛岡市監査委員告示第 26 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき行った定期監査の結果の報告を次のとおり公表する。

令和元年 7 月 30 日

盛岡市監査委員	工 藤 由 春
同	菅 原 和 彦
同	小 山 田 正 美
同	八 木 橋 美 紀

第 1 監査の対象及び監査実施年月日

定期監査の対象は市立病院である。うち、すべての部課等を实地監査の対象として監査を実施した。

実 地 監 査 対 象 部 課 等	監 査 実 施 年 月 日
【市立病院】 総務課・医事課	令和元年 6 月 4 日から同年 6 月 7 日まで

第 2 監査の範囲

平成 30 年度の事務の執行（前年度に執行された契約準備行為等の先行事務を含む。）及び経営に係る事業の管理に関すること。

なお、必要があると認める場合は、令和元年度又は平成 29 年度以前も対象とした。

第 3 監査の方法

平成 31 年度監査実施計画及び監査資料等に関する要領（48 盛監発第 24 号）に基づき提出された監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算の執行に係る各種文書、会計帳票、証拠書類、現金の出納保管並びに財産、債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について、事務の執行及び経営に関する事業の管理が法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続によりその内容を調査照合するとともに、必要に応じ、その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

#### 第4 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められたが、各課等の一部の事務処理について、別紙に掲げる事項が見られたので適切に措置されたい。

なお、監査の執行過程において、各課等の担当職員等に対し、その旨指示したところであるが、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

## 別 紙

### I 市立病院

#### 総務課

##### 【指摘事項】

- 1 薬品代の支払に当たり、債権者以外の者に支払っている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 業務委託契約において、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
  - (1) 前金払いをした委託契約に係る完了検査が行われていないもの
  - (2) 業務完了届が提出されていないもの
  - (3) 仕様書に定める連絡責任者が選任されていないもの
- 3 特定個人情報等の管理に当たり、次の事例が見られたので適正な事務の執行を求める。
  - (1) 本人確認を行っていないもの
  - (2) 個人番号届出書に本人確認書類の記入がないもの

#### 医事課

##### 【指摘事項】

- 1 業務委託契約において、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
  - (1) 決裁権者の決裁を得ていないもの
  - (2) 業務完了届が提出されていないもの
  - (3) 業務完了前の完了年月日が記載された業務完了届を受理しているもの
  - (4) 仕様書に定める業務責任者届が提出されていないもの